第十三条第三項中「においては、次の」を「には、次の」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	一、〇五九、三六四円	七九九、五二〇円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一、一九八、二八〇	八九九、四六〇
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一、三三九、一九六	九九九、四〇〇
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一、三三九、一九六	九九九、四〇〇
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一、三三九、一九六	九九九、四〇〇
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一、四五九、一二四	一、〇九九、三四〇
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一、四五九、一二四	一、〇九九、三四〇
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一、四五九、一二四	一、〇九九、三四〇
	選挙人の数が三百万人以上のもの	二、三九八、五六〇	一、七九八、九二〇
都道府県の支庁又は地方事務所		五三九、六七六	三九九、七六〇
認定出先機関		二五九、八四四	一九九、八八〇
大都市		一、三六五、三九二	一、〇二八、七二〇
区	選挙人の数が三万人未満のもの	三五五、三七六	二六一、八五六
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	七四、八一六	五六、一一二
市	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	一三〇、九二八	九三、五二〇
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	二二四、四四八	一六八、三三六
	選挙人の数が十五万人以上のもの	三一七、九六八	二四三、一五二
町村	選挙人の数が千人未満のもの	三五五、三七六	二六一、八五六
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	—	—
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	—	—
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	五六、一一二	三七、四〇八
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七四、八一六	五六、一一二
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七四、八一六	五六、一一二
	選挙人の数が二万人以上のもの	七四、八一六	五六、一一二

第十三条第四項中「においては」を「には」に、「一万千二百十四円」を「一万二千三百十二円」に、「五千六百七円」を「六千百五十六円」に改め、同項の表を次のように改める。

寒冷地手当の支給地域 ＼ 都道府県、市町村等	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一級地	二四、六二四円	一二、三一二円
二級地	二一、六六九	一〇、八三五

三級地	二一、〇五四	一〇、五二七
四級地	一六、九九一	八、四九五

第十三条第七項中「こえる」を「超える」に改め、同条第八項中「当該選挙」を「国会議員の選挙」に改め、同条第十一項中「においては」を「には」に改める。

第十三条の二第一項中「七百二十七円」を「七百五十三円」に改める。

第十三条の三中「千四百六十四円」を「千五百十四円」を「四百二十四円」に「四百十四円」を「四百二十八円」に改める。

第十五条第一項中「参議院合同選挙区選挙」を「公職選挙法第五条の六第一項に規定する合同選挙区都道府県」に、「場合は」を「場合には」に、「千四百八十四円」を「千五百七十四円」に、「においては」を「には」に、「百五十九円」を「百六十九円」に改める。

第十七条第二項中「場合における」を「ときにおける」に、「二、二七四、六四七」を「二、二八〇、三六五」に、「一、二七五、六七六」を「一、二七八、二一七」に、「百十二万千九百三十円」を「百十万八千九百六十七円」に、「六十八万三千九百八十円」を「六十七万六千七十八円」に改める。

第二十一条中「第四条の二第三項」の下に「から第五項まで」を加える。

第二条　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条中第二十号を第二十一号とし、第二号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　共通投票所経費

第四条の二第六項を同条第七項とし、同条第五項中「（当該選挙人名簿が公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）」及び「（当該在外選挙人名簿が同法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）」を削り、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　期日前投票所で、公職選挙法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十条第一項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたものについては、投票を行わせる日ごとに当該期日前投票所を開いている時間が十一時間三十分を超える時間一時間につき、二千六百十七円を加算する。

第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

（共通投票所経費）

第四条の二　共通投票所経費の基本額は、三万四千円とする。

2　共通投票所については、当該共通投票所を設けた市区町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間外において投票を行わせる場合には、当該共通投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として総務大臣が定める額を加算する。

3　共通投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

4　市区町村の選挙管理委員会が共通投票所の事務を行うための設備（次項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。